

権利擁護センター

# ほっと サポートねりま

地域で安心して生活していくために…



社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

# ほっとサポートねりま の事業内容 (相談は無料です)

## ●一般相談 (総合相談)

高齢者や障害のある方、その方々を支える家族や関係者を対象に、福祉サービスの利用にかかわるお困りごとの相談に応じます。

## ●成年後見制度の利用支援

練馬区における『成年後見制度推進機関』として制度の普及や利用促進に取り組み、制度に関わる専門家や地域住民等との連携をはかりながら、制度利用者の地域生活を支える仕組みづくりを目指します。

### ・一般相談

制度の説明や制度利用に必要な費用・手続きに関する情報を提供したり、制度利用に関わる相談に応じます。

### ・専門相談

制度利用を具体的に検討されている方を対象に、司法書士が個別に相談に応じます。「ほっとサポートねりま」まで電話でご予約ください。

【相談日】毎月 第1・3水曜日 予約制

### ・講演会や講座、相談会の開催

講演会や講座を開催したり、地域に出向いて相談会をおこなうなど、制度に関する情報提供や相談に対応します。

### ・後見人等のサポート

後見人等として後見業務をおこなっている地域住民の方を対象に、定期的に連絡会『ねりま後見人ネット』を開催して後見業務をスムーズにおこなえるように支援します。

※相談会の開催や『ねりま後見人ネット』に参加を希望される方は、「ほっとサポートねりま」までご連絡ください。

## ●保健福祉サービスの相談・苦情対応 ----- 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局 -----

保健福祉サービス(介護保険サービスを含む)の申請や利用にあたって、区や事業者に対して不満がある場合に「苦情調整委員」が公正中立な立場で対応します。「苦情調整委員」は苦情申立を支援し、是正をもとめる勧告や制度改善などの意見表明をおこなう第三者機関です。申立に至らない苦情や相談についても専門相談員がお話を伺いながら解決に導きます。詳細は下記までご連絡ください。

苦情専用電話番号：03-3993-1344

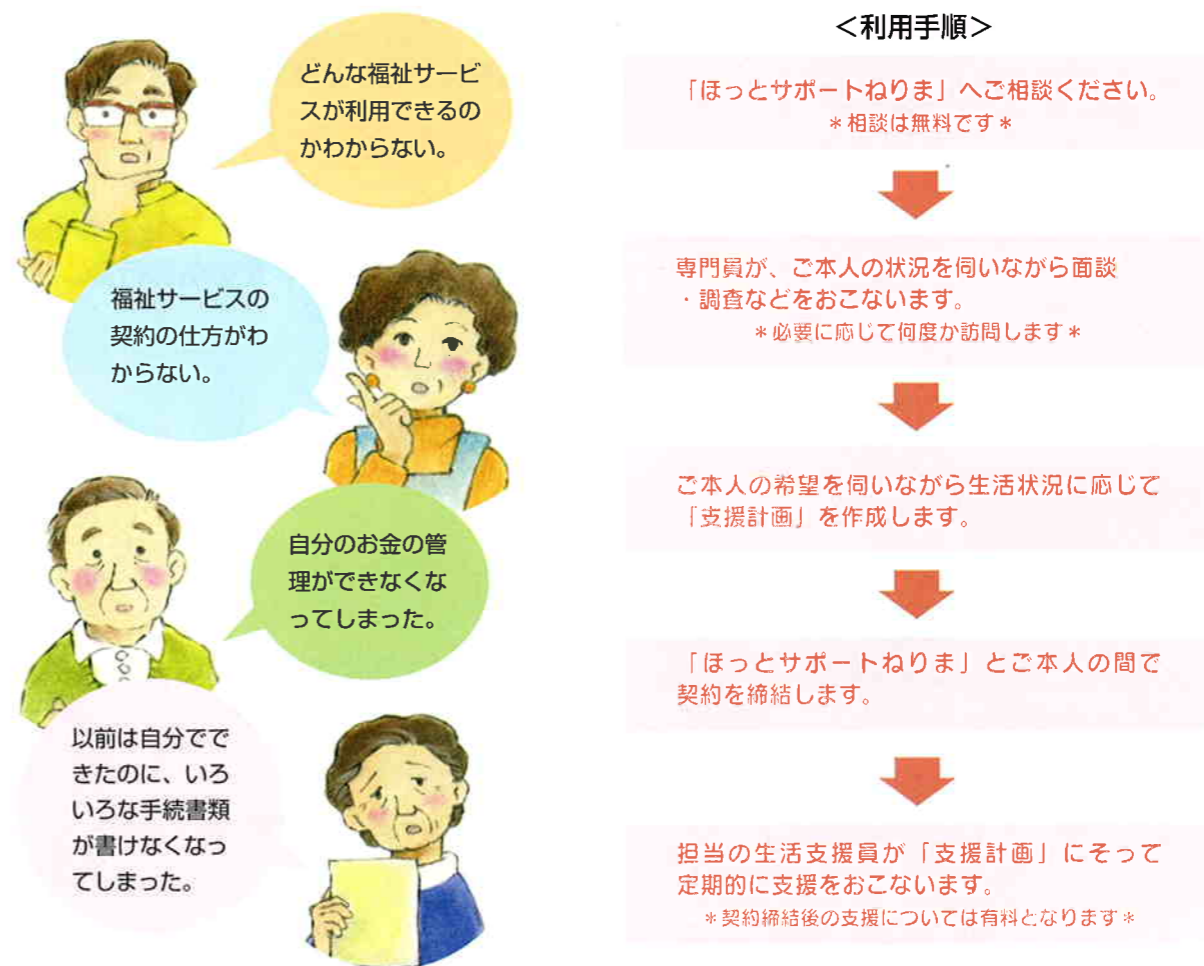
## ●財産保全サービス・手続き代行サービス

身体障害や病気などのために財産の保管を自らおこなうことが困難な方、預金の払戻しや各種手続きを自らおこなうことが困難な方が対象です。

支援内容	利用料金
<b>財産保全サービス</b> 年金証書、定期預金などの通帳、銀行印、実印、権利証、契約書類、保険証書などをお預かりして金融機関貸金庫に保管	1ヶ月につき500円
<b>手続き代行サービス</b> 年金・福祉手当の受領手続、公共料金・医療費・家賃などの支払い、日常生活に必要な預金の払戻しや預け入れのなどの援助	1回1時間まで1,000円 (1時間を超えた場合は30分までごとに500円加算)

## ●地域福祉権利擁護事業 (福祉サービス利用援助事業)

物忘れや認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを選択し利用するための手続きや支払いのご支援をおこないます。さらに日常生活に必要な生活費の払戻しや預け入れ、公共料金等の支払いをお手伝いしたり、通帳や年金証書などの重要な書類をお預かりするなど、地域で安心して生活するためのお手伝いをおこないます。

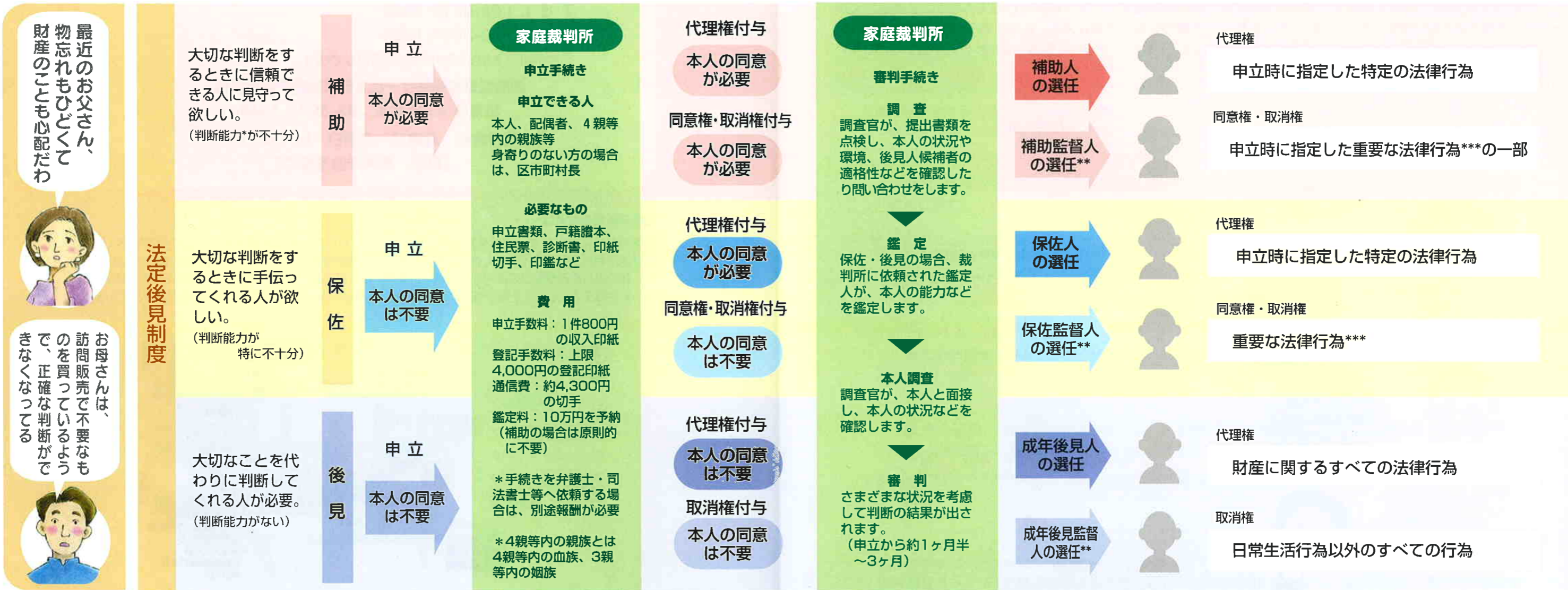


支援内容	利用料金
<b>① 福祉サービス利用援助</b> 福祉サービス利用についての情報提供・助言・利用手続支援・利用料支払い支援・苦情解決制度の利用援助など	1回1時間まで1,000円。 日常的な金銭管理サービスで通帳をお預かりする場合には、1回1時間まで1,500円
<b>② 日常的な金銭管理サービス</b> 年金・福祉手当の受領手続、公共料金・医療費・家賃などの支払い、日常生活に必要な預金の払戻し、預け入れのなどの援助、日常的に利用する通帳の預かり	(1時間を超えた場合は30分までごとに500円加算)
<b>③ 書類預かりサービス</b> (①または②の利用が前提となります。) 年金証書、定期預金などの通帳、銀行印、実印、権利証、契約書類、保険証書などをお預かりして金融機関貸金庫に保管	1ヶ月につき500円

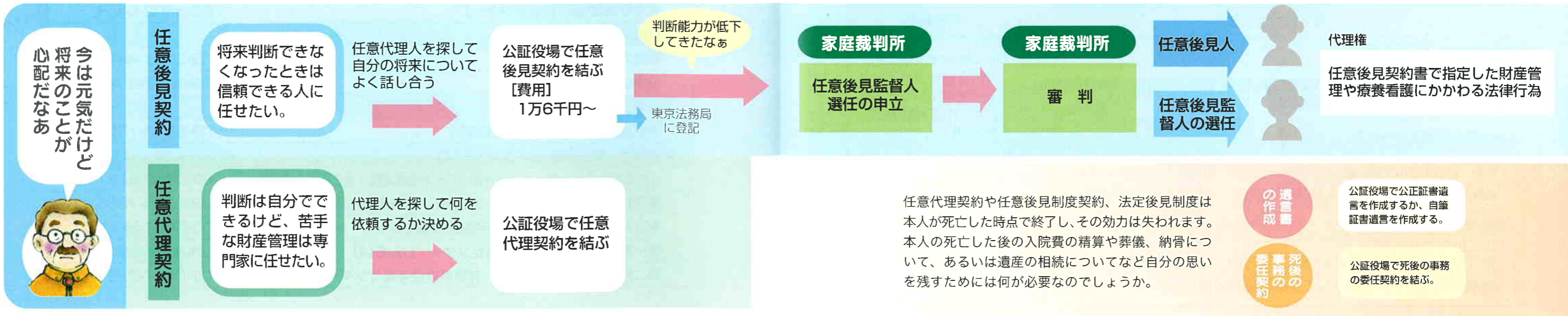
# 成年後見制度

成年後見制度は、自分で十分な判断ができない人のために、後見人等を選任して本人の意思決定を助け、生活や財産などの権利を守る制度です。選ばれた後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状態に配慮しながら必要な代理行為等をおこない、財産を適正に管理します。

代理権：後見人等が本人に代わって（本人を代理して）本人のために特定の法律行為をおこなう権限  
 同意権：本人が重要な法律行為をおこなう際に、その内容が本人に不利益でないかを検討し問題がない場合に了承する権限  
 取消権：本人が補助人・保佐人の同意を得ずにおこなった重要な法律行為を、無効なものとして取り消す権限



\*判断能力とは売買や贈与等をする際に、その行為が自分にとって有利なのか、適正なのか等を考えるのに必要な能力のことです。  
 \*\*監督人を選任せず、家庭裁判所が直接、監督する場合もあります。  
 \*\*\*重要な法律行為とは不動産やその他の重要な財産に関する権利の取得・喪失を目的とする行為など民法13条1項に定められた行為です。  
 (注)法定後見が開始されると後見人等の権限などの内容が法務局に登録されます。



任意代理契約や任意後見制度契約、法定後見制度は本人が死亡した時点で終了し、その効力は失われます。本人の死亡した後の入院費の精算や葬儀、納骨について、あるいは遺産の相続についてなど自分の思いを残すためには何が必要なのでしょうか。

の遺言書作成  
 死後の事務の委任契約

公証役場で公正証書遺言を作成するか、自筆証書遺言を作成する。  
 公証役場で死後の事務の委任契約を結ぶ。

# ほっとサポートねりま

住 所：練馬区豊玉北6-12-1練馬区役所東庁舎4階

T E L：03-5912-4022

F A X：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

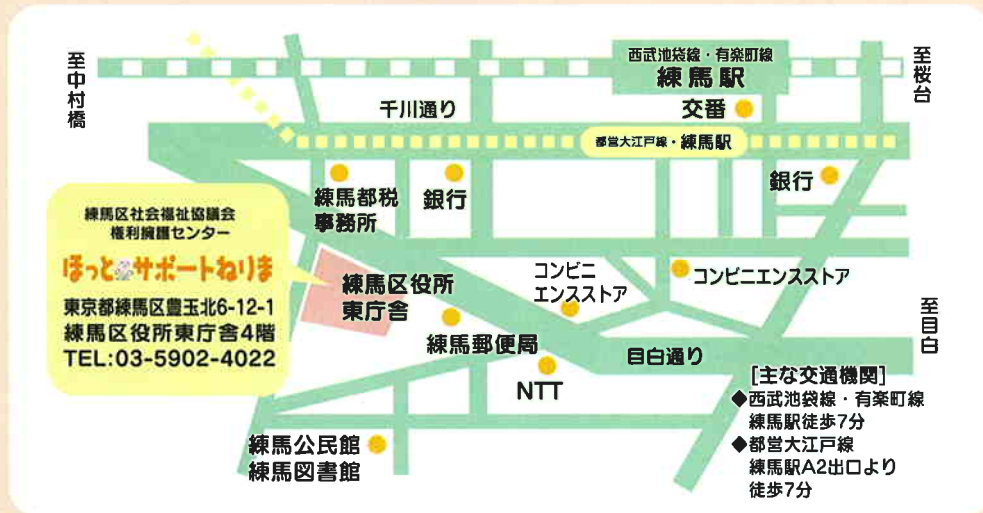
苦情専用電話番号：03-3993-1344

相談受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15

【祝日、年末年始を除く】

## 社会福祉協議会とは・・・

社会福祉法にもとづき、地域福祉の推進を目的として各区市町村に設置されている社会福祉法人です。地域住民や社会福祉関係者等の参加・協力を得て、地域の特性を踏まえ潜在する課題に先駆的に対応したり、社会のしくみや制度では対応しきれない事業に取り組みながら、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしてさまざまな活動をおこなっています。



## 成年後見制度に関する関連機関

法定後見制度問い合わせ・申立窓口	
東京家庭裁判所「後見センター」	03-3502-5454
任意後見制度問い合わせ窓口	
練馬公証役場	03-3991-4871
日本公証人連合会	03-3502-8050
登記関係問い合わせ窓口	
東京法務局民事行政部後見登録課	03-5213-1360
申立代行・第三者後見などの相談窓口	
(社)成年後見センター・リーガルサポート東京支部(司法書士の団体)	03-3353-8191
東京社会福祉士会「権利擁護センター ぱあとなあ東京」	03-5215-7366
東京弁護士会「高齢者・障害者総合支援センター オアシス」	03-3581-2626
第一東京弁護士会「成年後見センター しんらい」	03-3595-8575
第二東京弁護士会「高齢者・障害者財産管理センター ゆとりーな」	03-3581-2257